

第10回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録	
日 時	平成27年3月27日(金) 14:15~14:45
場 所	福島県庁西庁舎12階 講堂
復興整備事業	太陽光発電施設整備事業(新規1地区) 農業用施設災害復旧事業(新規1地区)
出席者 (敬称略)	南相馬市 復興企画部次長 植松 宏行 新エネルギー推進課長 志賀 俊一
	復興庁 福島復興局 参事官 堀川 昌昭
	農林水産省 東北農政局農村計画部 農村振興課長 清水 一教
	福島県 企画調整部土地・水調整課主幹兼副課長 永澤 英樹 〃 地域政策課長 鳴原 孝之 〃 エネルギー課長 佐々木 秀三 農林水産部農業担い手課長 大竹 浩二 土木部参事 梅津 達男 〃 都市計画課長 関根 康孝 〃 まちづくり推進課主幹 佐藤 芳之

○協議内容

1、開会(南相馬市復興企画部企画課復興推進係 花岡)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告:公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第7条により、南相馬市長代理人の植松復興企画部次長が議長となる。

(議長:南相馬市復興企画部次長 植松)

議事に入る前に南相馬市の現状と課題について南相馬市より説明します。

(説明者:南相馬市復興企画部企画課復興推進係 花岡)

それでは、南相馬市の現状と課題について説明いたします。

【現状と課題について説明】

(議長:南相馬市復興企画部次長 植松)

ただいま、南相馬市から説明のあった現状と課題について、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

それでは議事に入ります。

前回、復興整備協議会会議を平成 26 年 11 月 28 日に開催し、南相馬市復興整備計画の変更についてお諮りしたところだが、本日はその計画の更なる変更についてお諮りします。

変更点は 2 点でございます。

1 点目は、太陽光発電施設整備事業の実施にあたり、2 h a を超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

2 点目は、新たに復興整備事業として計画に直轄特定災害復旧事業を追加したいと考えております。この事業は、復興特区法の規定では、協議対象となっておりませんが、いずれの事業も南相馬市の復旧・復興に必要な不可欠な事業であることからお諮りします。

それでは南相馬市から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：南相馬市復興企画部 新エネルギー推進課長 志賀)

南相馬市復興整備計画（案）についてご説明申し上げます。

【様式第 2、構想図、事業総括図、様式第 8 により説明】

(説明者：南相馬市小高区役所 産業建設課 農林水産係長 武内)

続いて、農業用施設災害復旧事業についてご説明申し上げます。

【様式第 2 により説明】

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長植松)

次に、太陽光発電施設整備事業について県エネルギー課から補足説明願います。

(説明者：福島県 企画調整部 エネルギー課長 佐々木)

太陽光発電施設整備事業（大富地区）について補足説明申し上げます。

【事業について説明】

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

特に意見がないようですので、2haを超える農地転用については農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、本計画の土地利用方針について同意することにご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

ただいまご説明のありました、土地利用方針については異存ありません。なお、県と市は地域の営農再開に向けた取り組みを、農家及び発電事業者と協力して推進していただくようお願い致します。

また、福島県は、今後同種の太陽光発電施設整備事業を計画する場合、県としての土地利用について、早い段階から農林漁業との調整を関係機関と図っていただくようお願い致します。

(議長：南相馬市復興企画部次長 植松)

ご指摘頂きました点につきましては、十分に踏まえた上で、事業の推進を図ってまいります。

2haを超える農地転用を記載した土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

3、閉会（南相馬市復興企画部企画課復興推進係 花岡）

○協議結果

・太陽光発電施設整備事業（1地区）について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。